

子どもの権利条約に基づく子どもの権利実現のための会長声明

今年は、子どもの権利に関する初めての国際文書であるジュネーブ子どもの権利宣言採択から100周年、そして日本が子どもの権利条約を批准してから30周年となる年です。

1. 子どもの権利条約とは

子どもの権利条約は、子どもを単なる保護の対象ではなく自己決定を含めた権利の主体として捉えることへの転換を促しました。保護や養育、教育というものが、優者である大人から、劣者である子どもに対して、時には子どもの自由を抑圧しながら、恵みや施しとして与えられるようなものではなく、一人前の権利主体である子どもが子ども自身の権利として要求したものなのだ、ということを明らかにしたのです。同条約は、締約国に、子どもの生存、発達、保護、参加の権利を実現するよう求めています。

2. こども基本法施行等の動きと今後の課題

2023年4月、ようやく、こども施策を推進するための包括的な基本法であるこども基本法が施行され、こども家庭庁が発足し、同年末には、こども大綱が閣議決定されました。これまで子どもに関する包括的な法律も横断的な行政機関も国家計画も存在しなかった日本において、これらの動きは歓迎されるべきです。

しかし、残念ながら、現在でも、様々な分野で子どもの権利が侵害されており、日本において子どもの権利が実現されているとは到底言うことができません。この状況を改善するためには、特に、以下の課題を解決する必要があります。

- ・子どもの権利擁護状況の監視、調査や政策提言、子どもの権利教育及び救済機能を備えた独立

機関（子どもコミッショナー）を設置すること。

- ・日本も共同提案国として提案した「通報手続に関する子どもの権利条約の選択議定書」を批准し、人権侵害を受けた子どもが国内手続を尽くしても救済されなかつた場合に国連子どもの権利委員会に救済申立ができるようにすること。
- ・意見を形成することができないかなる子どもに対しても、年齢制限を設けることなく、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、かつ、子どもの意見が正当に重視されていることを確保するよう促すこと。
- ・子どもの権利条約のすべての分野について、十分なデータを収集及び分析し、政策立案のために活用すること。
- ・子どもの権利に関する政策を効果的に実現するために、十分な人的資源、技術的資源及び財源の確保すること。

3. 当会は、これまでも、少年事件における付添人活動、校則調査、子どもの権利の啓発及び提言、子どもの専門相談、いじめ予防出張授業、子ども担当弁護士（コタン）、家事事件における子どもの手続代理人等の活動を通じて、子どもの権利実現に向け、活動してきました。引き続き、すべての子どもの権利が保障され、すべての子どもが人間として尊重された社会を実現するために、尽力していきます。

2024年（令和6年）11月20日

千葉県弁護士会

会長 島田 直樹

